

衆議院議長 様
参議院議長 様

最高裁判決に従い生活保護制度を充実してください

【請願趣旨】

最高裁判所は6月27日、国が2013年から行った生活保護基準引き下げは違法との、画期的な原告勝訴判決を出しました。判決が出ても、生活保護利用者の十余年にわたる困苦はすぐに解消されません。一刻でも早く解消にむけた行政上の措置を求めるものです。

生活保護利用者は、平均6.5%、最大10%もの生活扶助費が減額され、その影響が長期間続いた上に、現在の物価高騰、猛暑の激化で生活は一層困難になっています。「バランスの取れた食事が摂れずに体重が3キロも減った」「理由をつけて冠婚葬祭に欠席している」「入浴回数を減らし、体臭を気にする毎日」など、生存権が侵害され続けています。

生活保護基準は、保護基準を第1・十分位層（所得階層を十等分して一番低い層）との比較を考慮して決めるとなれば、際限ない基準引き下げとなることは明らかなです。2028年の基準改定に向けて、早期に論議を開始し叡智を集めて方式改善することが必要です。

【請願項目】

- 1、生活保護基準引き下げ処分取り消し訴訟において、原告勝訴判決を受け入れ、基準を引き下げ前の2012年時に戻すこと。
- 2、近年の物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引き上げを行うこと。
- 3、次回基準改訂は、際限のない基準引き下げを招く第1・十分位(所得階層を十等分して一番低い層)との消費支出を比較する手法は改め、「健康で文化的な生活」水準を保障することのできる新たな方法で行うこと。

氏 名	住 所
	新潟県
	新潟県
	新潟県
	新潟県
	新潟県

(氏名、住所は、同上、〃、えんぴつは不可、住所は都道府県名から番地まで正確に書いてください)

全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022
東京都新宿区新宿 5-12-15 電話 03-3354-7431